

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	自立支援医療費支給決定事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉名市は、自立支援医療費支給決定事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

玉名市長

## 公表日

令和7年5月30日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	自立支援医療費支給認定事務
②事務の概要	<p>自立支援医療制度は、心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度である。 身体障害に対しての更生(育成)医療制度と、精神疾患に対する精神通院医療制度に分かれる。</p> <p>更生(育成)医療制度においては、身体障害者福祉法第4条に規定する「身体上の障害を有する者であつて、身体機能の改善、維持等の確実なる治療効果が期待できるもの」を対象としている。市で行う業務としては、申請書を受付ける際に本人の障害情報や所得、医療機関からの意見書の内容を確認し、各情報システムへ入力を行う。状況により熊本県福祉総合相談所へ判定依頼を行い、決定通知書と受給者証を交付する。</p> <p>精神通院医療制度においては、精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者またはてんかんを有する者で障害者総合支援法施行規則第6条の19規定による「通院による治療を継続的に必要とする程度」の状態の精神障害を有する者を対象としている。市で行う業務としては、申請書を受付けた後の熊本県精神保健福祉センターへ進達、センターでの支給決定が済んだ後の受給者証交付、各情報システム入力等を行う。</p> <p>玉名市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「総合支援法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に則り、特定個人情報ファイルを下記項目にて取り扱う。</p> <p>①申請書等の受付確認 ②自己負担金上限額算定のための課税情報確認 ③進達業務 ④総合福祉システムへの申請情報入力 ⑤総合福祉システムへの支給決定情報入力 ⑥受給者証作成 ⑦受給者証交付</p> <p>Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 ・情報連携のため、玉名市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>
③システムの名称	総合福祉システム(WEL+)、Public Medical Hub (PMH)

## 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)更生(育成)医療受給者ファイル  
(2)精神通院医療受給者ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号表別表第117の項 2. 番号法19条6号</p>
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会及び提供) ・番号法第19条第8号

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部総合福祉課
②所属長の役職名	総合福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部総合福祉課
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 課題が残されている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分に行っている    ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [    ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</div> </div> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分である    ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。</li> <li>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1) 住民基本台帳ファイル (2)	(1) 更生(育成)医療受給者ファイル (2) 精神通院医療受給者ファイル	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号表別表第一-84項 2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(総合支援法)(平成17年法律第123号) ・第6条の18(自立支援医療費の対象) ・第29条第1項(自立支援医療費の支給に際し支給認定に用いる世帯) ・第58条第1項(自立支援医療費(更生医療)の支給認定) 等	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号表別表第一-84項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署 ② 所属長の役職名	① 総合福祉課 ② 課長 松岡 康吉	① 健康福祉部総合福祉課 ② 総合福祉課長	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	精神通院医療制度においては、精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者またはてんかんを有する者で障害者総合支援施工規則第6条の19規定による「通院による治療を継続的に必要とする程度」の状態の精神障害を有する者を対象としている。市で行う業務としては、申請書を受け付けた後の熊本県精神保健福祉センターへ進達、センターでの支給決定が済んだ後の受給者証交付、各情報システム入力等を行う。	精神通院医療制度においては、精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者またはてんかんを有する者で障害者総合支援施工規則第6条の19規定による「通院による治療を継続的に必要とする程度」の状態の精神障害を有する者を対象としている。市で行う業務としては、申請書を受け付けた後の熊本県精神保健福祉センターへ進達、センターでの支給決定が済んだ後の受給者証交付、各情報システム入力等を行う。	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ② 法律上の根拠	(特定個人情報の照会及び提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の108,109,110	(特定個人情報の照会及び提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の108,109,110	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	総合福祉システム	総合福祉システム(WEL+)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月6日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		<p>十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。</li> <li>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	
令和6年12月6日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		<p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。</li> <li>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月30日	<p>I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要</p>	<p>自立支援医療制度は、心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度である。 身体障害に対するの更生(育成)医療制度と、精神疾患に対する精神通院医療制度に分かれる。</p> <p>更生(育成)医療制度においては、身体障害者福祉法第4条に規定する「身体上の障害を有する者であって、身体機能の改善、維持等の確実なる治療効果が期待できるもの」を対象としている。市で行う業務としては、申請書を受け付ける際に本人の障害情報や所得、医療機関からの意見書の内容を確認し、各情報システムへ入力を行う。状況により熊本県福祉総合相談所へ判定依頼を行い、決定通知書と受給者証を交付する。 精神通院医療制度においては、精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者またはてんかんを有する者で障害者総合支援法第6条の19規定による「通院による治療を継続的に必要とする程度」の状態の精神障害を有する者を対象としている。市で行う業務としては、申請書を受け付けた後の熊本県精神保健福祉センターへ進達、センターでの支給決定が済んだ後の受給者証交付、各情報システム入力等を行う。 玉名市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「総合支援法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に則り、特定個人情報ファイル下記項目にて取り扱う。</p> <p>①申請書等の受付確認 ②自己負担金上限額算定のための課税情報確認 ③進達業務 ④総合福祉システムへの申請情報入力 ⑤総合福祉システムへの支給決定情報入力 ⑥受給者証作成 ⑦受給者証交付</p>	<p>自立支援医療制度は、心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度である。 身体障害に対するの更生(育成)医療制度と、精神疾患に対する精神通院医療制度に分かれる。</p> <p>更生(育成)医療制度においては、身体障害者福祉法第4条に規定する「身体上の障害を有する者であって、身体機能の改善、維持等の確実なる治療効果が期待できるもの」を対象としている。市で行う業務としては、申請書を受け付ける際に本人の障害情報や所得、医療機関からの意見書の内容を確認し、各情報システムへ入力を行う。状況により熊本県福祉総合相談所へ判定依頼を行い、決定通知書と受給者証を交付する。 精神通院医療制度においては、精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者またはてんかんを有する者で障害者総合支援法第6条の19規定による「通院による治療を継続的に必要とする程度」の状態の精神障害を有する者を対象としている。市で行う業務としては、申請書を受け付けた後の熊本県精神保健福祉センターへ進達、センターでの支給決定が済んだ後の受給者証交付、各情報システム入力等を行う。 玉名市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「総合支援法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に則り、特定個人情報ファイル下記項目にて取り扱う。</p> <p>①申請書等の受付確認 ②自己負担金上限額算定のための課税情報確認 ③進達業務 ④総合福祉システムへの申請情報入力 ⑤総合福祉システムへの支給決定情報入力 ⑥受給者証作成 ⑦受給者証交付</p> <p>Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 ・情報連携のため、玉名市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>	事前	
令和7年5月30日	<p>I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称</p>	総合福祉システム(WEL+)	総合福祉システム(WEL+)、Public Medical Hub (PMH)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月30日	I 関連情報 ③ 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号表別表第一84項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別第一の主務省令で 定める事務を定める命令第60条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号表別表第117の項 2. 番号法19条6号	事前	
令和7年5月30日	I 関連情報 ④ 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会及び提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の108,109,110	(特定個人情報の照会及び提供) ・番号法第19条第8号	事前	
令和7年5月30日	IVリスク対策 ④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		2) 十分である	事前	